

仙北市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）の受注の機会の増大を図るため、施設等の物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 調達方針の対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、法第 2 条第 2 項から第 4 項で規定する次の施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設に限る。）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 障害者を多数雇用している企業
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する特例子会社
 - イ 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する重度障害者多数雇用事業所
- (8) 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

3 調達方針の適用範囲

この方針は、市が発注するすべての物品等について適用する。

なお、物品等の調達に当たっては、別紙に掲げる物品・役務の品目分類を参考とする。

4 基本的考え方

- (1) 施設等からの物品等の調達について、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 物品等の調達に当たっては、分野を限定することなく調達するよう努める。
- (3) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。

5 調達の推進

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

施設等が供給できる物品等の情報について、定期的に収集を行い、庁内での情報共有に努める。

(2) 施設等への配慮

物品等の調達に当たっては、当該施設等の物品等の提供能力等に十分配慮し、適切な納期を確保するとともに、発注量等の仕様の策定について適切な取り扱いに努める。

(3) 随意契約による調達の活用

施設等からの物品等の調達において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び仙北市財務規則（平成 16 年規則第 42 号）第 115 条の規定による随意契約の活用を努める。

6 調達の目標額

調達の目標額は、前年度の調達実績額を上回る額とする。

7 調達方針及び調達実績の公表等

- (1) 調達方針を策定し、又は見直しをしたときは、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、毎会計年度の終了後に取りまとめ公表する。

別紙

物品・役務の品目分類

区分	品目	具体例
物品	雑貨	木工製品(コースター・鍋敷)、小物製品(ストラップ・キーホルダー等アクセサリ製品)、記念品贈呈用タオル・ゴミ袋等
	食料品・飲料類	切干大根、干しシイタケ、素麺販売
	その他	スノーポール
役務	清掃・施設管理	施設等の清掃作業、資源回収・リサイクル(アルミ缶・段ボール・古紙)、封入等軽作業、軽作業(箱折り・シール貼り・封筒入れ等)

(注) 上記に記載のないものであっても、調達可能な物品等であれば対象とする。